

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に
関する条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第 1 改正の趣旨

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年条例第 4 号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う。

第 2 改正の内容

条例別表第 1 の規則で定める事務として、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務について（昭和 29 年社発第 382 号厚生省社会局長通知）」の規定する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務及び情報を追加する。

第 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

岩見沢市規則第 9 号

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 28 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の
提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 27 年規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「（昭和 33 年法律第 56 号）」を削り、同条を第 14 条とし、第 12 条の次に次の 1 条を加える。

第 13 条 条例別表第 1 の 12 の項中欄の規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、同項右欄の規則で定めるものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第 19 条第 1 項の規定に準じて実施する保護の実施に関する事務

ア 当該申請に係る生活に困窮する外国人又は当該申請者と同一の世帯に属する者（以下「外国人要保護者等」という。）に係る市町村民税に関する情報

イ 外国人要保護者等に係る生活保護実施関係情報、生活保護法第 55 条の 4 第 1 項の就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第 55 条の 5 第 1 項の進学準備給付金の支給に関する情報

ウ 外国人要保護者等に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

- エ 外国人要保護者等に係る介護保険法第 18 条第 1 号の介護給付、同条第 2 号の予防給付若しくは同条第 3 号の市町村特別給付の支給又は同法第 115 条の 45 の地域支援事業の実施に関する情報
 - オ 外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 条の自立支援給付の支給に関する情報
 - カ 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 17 条の障害児福祉手当、同法第 26 条の 2 の特別障害者手当又は国民年金保険法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報
 - キ 外国人要保護者等に係る児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 8 条第 1 項（同法附則第 2 条第 4 項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項の給付をいう。）の支給に関する情報
 - ク 外国人要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報
 - ケ 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 31 条（同法第 31 条の 10 において準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報
 - コ 外国人要保護者等に係る母子保健法第 20 条第 1 項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
 - サ 外国人要保護者等に係る学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 24 条の援助の実施に関する情報
- (2) 生活保護法第 24 条第 1 項の規定に準じて実施する保護の開始若しくは同条第 9 項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 前号に掲げる情報
 - (3) 生活保護法第 25 条第 1 項の規定に準じて実施する職権による保護の開始又は同条第 2 項の規定に準じて実施する職権による保護の変更に関する事務 第 1 号に掲げる情報
 - (4) 生活保護法第 26 条の規定に準じて実施する保護の停止又は廃止に関

する事務 第 1 号に掲げる情報

- (5) 生活保護法第 29 条第 1 項の規定に準じて実施する資料の提供等の求めに関する事務 第 1 号に掲げる情報
- (6) 生活保護法第 55 条の 4 第 1 項の規定に準じて実施する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 第 1 号に掲げる情報（ただし、同号イに掲げる情報を除く）
- (7) 生活保護法第 55 条の 5 第 1 項の規定に準じて実施する進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 第 1 号に掲げる情報（ただし、同号イに掲げる情報を除く）
- (8) 生活保護法第 55 条の 8 第 1 項の規定に準じて実施する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条第 2 項の市町村が行う健康増進事業の実施の有無、実施日及び内容に関する情報
- (9) 生活保護法第 63 条の規定に準じて実施する保護に要する費用の返還に関する事務 第 1 号に掲げる情報
- (10) 生活保護法第 77 条第 1 項又は第 78 条第 1 項から第 3 項までの規定に準じて実施する徴収金の徴収（同法第 78 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に準じて実施する徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第 1 号に掲げる情報

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。